

通訳案内士のあり方調査に関する中間報告 (海外通訳ガイド制度事例)

国土交通省 観光庁
観光資源課
平成21年7月

1. 調査の目的

通訳案内士のあり方に関する検討を行うにあたり必要となる情報を収集する目的で、外国人旅行者の受入について先進的な取り組みを行っている国々における通訳ガイドに関する制度事例について、調査を実施。

2. 調査対象

外国人旅行者受入上位40カ国の中から、北米、ヨーロッパ、オセアニア、アジア、アフリカのそれぞれの地域から主要な24カ国を選び、制度の概要について調査を行った。この24カ国のうち、12カ国については、さらに制度の運用状況等についても調査を行った。

3. 調査方法

各国政府観光局やガイド協会等の資料・文献調査、現地ガイド協会・旅行会社等からのヒアリング

4. 主な調査項目

- (1) 制度概要(業務独占、認証制度等)
- (2) 国籍・年齢要件
- (3) 資格取得方法
- (4) 更新制度
- (5) 事後研修・育成制度
- (6) 無資格者使用に対する罰則
- (7) 就業実態
- (8) 制度運用上の課題

イギリスの通訳ガイド制度

1. 制度の概要

政府認定機関であるツーリスト・ガイド訓練機関による認定制度。業務独占資格ではない。
ガイドはレベル別に認定。

レベル2

- ・公館、大聖堂、美術館、テーマパーク等の有料またはボランティアガイドができる
- ・例外的にポートやオープントップバスでの移動しながらのガイディングも可能

レベル3 (グリーンバッジ)

- ・市内、地区内などの特定の地域内のビジターアトラクション、歴史的建造物や遺産等をガイドできる
- ・徒歩での行程自由なツアーと固定ルートバスツアー等のガイディングが可能

レベル4 (ブルーバッジ)

- ・通訳ガイドの最上級資格でイギリス内外で認知されている
- ・観光バスツアー、テーマ旅行、ドライバーガイド、テーマウォーク、政府・ビジネス関連及びツアーガイド等様々なガイド可
- ・以下の観光施設では、主として施設の自主的な措置として、ブルーバッジガイドによるガイドが義務付けられている
ロンドン塔/ウェストミンスター寺院/聖ポール大聖堂/ケンジントン宮殿/スペンサー家/オックスフォード大学/ケンブリッジ大学/シェイクスピア生家/ヨーク大聖堂/ホリルードハウス宮殿/エジンバラ城等

2. 国籍・年齢要件: 特になし

3. 資格取得方法

ツーリストガイド訓練機関が認定した訓練機関による研修の受講(*レベルによって内容は異なる。)

[研修項目]

商品知識、実務スキル、精神・道徳・社会・文化関連、環境問題、健康と安全管理、ヨーロッパの発展
修了試験(*レベルによって内容は異なる。)

[筆記試験]

商品知識、実務スキル、精神・道徳・社会・文化関連、環境問題、健康と安全管理、ヨーロッパの発展
[実技試験]

・観光地での実技試験

4. 更新制度:なし

5. 事後研修・育成制度

ブルーバッジについてのみ、資格取得後の育成制度を設定。

ポイント取得制(データベースに記録を保存)

年間40ポイントの蓄積が必要。

以下のカテゴリーにおいてポイントを取得しなければならない

(1)自己啓発、(2)関連コース・ガイドツアーへの参加、(3)期間認定コースへの参加、(4)学習者の補助、(5)会議・展示会・イベントへの参加・業務

6. 無資格者使用に対する罰則

なし

ただし、指定された観光施設では、ブルーバッジガイド以外の観光ガイドのガイディングを禁止しており、無資格者がガイディングを行った場合、ガイディングの中止と退出が求められるとともに、無資格者を使用したランドオペレーターに対し、当該観光施設から警告状が送付される。

7. 就業実態:

ブルーバッジガイドは個人事業主であり、ウェブサイト等を活用し、仕事を得ている。

兼業で生計を立てているガイドが多い。

ブルーバッジガイドについては、質の高いガイドを提供できるものとして、旅行業界でも高い評価を受けている。

8. 制度運用上の課題:

ガイド需要の減少等に起因するブルーバッジガイドの高齢化等の課題があるが、ガイド自らがツアー企画をするなど、就業機会の拡大に取り組んでいる。

フランスの通訳ガイド制度

1. 制度の概要

美術館、史跡（施設内）をガイド付きで案内をするためには、指定された職業資格が必要。（限定的な業務独占資格）
指定された職業資格のうち外国人旅行者に対応するものは、通訳案内士及び地域限定通訳案内士。
通訳案内士：フランス国内全域での活動が可能。
地域限定通訳案内士：免許を付与された地域においてのみ活動が可能。

2. 国籍・年齢要件：フランス国籍者、EU諸国の国籍者又はフランスが相互協定を結んでいる国の国民。年齢は18歳以上。

3. 資格取得方法

(1) 通訳案内士

指定された大学において、外国語による面接試験を経た上で、言語、歴史、美術史、又は文学のいずれかを専攻
指定された大学で実施される1年間の通訳案内士コースを受講。修了者にライセンスが付与。

〔通訳案内士コースの内容〕

講義（年間600時間以上）

講義科目：歴史・文化財の知識、文明の歴史と現在、美術と文化遺産の歴史、ヨーロッパ及びフランス文学論、フランス地理学、文化論と美術品説明、外国語（最低2ヶ国語）

実地研修（8～12週間）

(2) 地域限定通訳案内士

以下のいずれかの方法で取得。

2年間の専門教育過程を修了した大学卒業者（文学、言語学、美術史、歴史、自然保護の学位が必要）又は史跡限定学芸員で各県知事が行う試験に合格した者（試験は原則2年に1回）

〔1次試験〕文化概論筆記試験（建築及び遺産、フランス政府機関史、地域観光経済）

〔2次試験〕地域の文化財に関する口述試験。フランス語と選択した外国語によって行われる

地域旅行管理又は旅行及び余暇の高等技術教員免状有資格者

フランスの通訳ガイド制度

4. 更新制度: なし

5. 事後研修・育成制度: なし

6. 無資格者使用に対する罰則

無資格者本人及び無資格者を使用したランドオペレーターの双方に罰金刑
ヴェルサイユ宮殿、ルーブル美術館では、施設側が自主的にガイドライセンスを入り口でチェック(その他の施設では特に無資格ガイドの取り締まりは行われていない模様)。

7. 就業実態

ほとんどのガイドがガイド派遣会社に登録し、仕事を得ている。
季節波動がある職業なので兼業で仕事をするガイドが多い。
現在、パリ日本人ガイド協会に登録しているガイドは、101人。
資格取得が難しいため、難関を突破した職業として認知度は高い。

8. 制度運用上の課題

ライセンスガイドの数が増えない。言語によってはガイド不足が深刻。
(日本からのインバウンドについては)団体ツアーの減少等によりガイドニーズが低減。活動機会が減少しており、ガイドの高齢化等の課題がある。
日本語ガイドも数が少ないため、日本の添乗員が「無資格ガイド」を行っているのではないかと指摘も。

ドイツの通訳ガイド制度

1. 制度の概要

ドイツ政府観光局及びドイツ連邦政府観光ガイド連盟による認定制度。業務独占資格ではない。質の高いガイドサービスを提供するための全国统一資格として、2006年に設置。一般ガイドとして認定を行っているほか、さらに専門性の高いガイドとして、自然、景観、ワイン、グリーンツーリズム、博物館・教会、地域限定、歴史的衣装、農業などの専門分野ごとの認定を行っている。

2. 国籍・年齢要件：特になし

3. 資格取得方法

観光ガイドとしての最低3年の実務経験
ドイツ連邦政府観光ガイド連盟が実施する研修の受講
400時間の研修受講が必要
研修項目：(1)ガイド技能、(2)歴史等に関する理論的知識、(3)プレゼンテーションテクニック、(4)コミュニケーションテクニック、(5)団体管理、(6)実地研修
修了試験
筆記試験のみ
試験科目：(1)法律、(2)社会保障、(3)教授法、(4)一般常識

4. 更新制度: なし

5. 事後研修・育成制度

(専門ガイドとしての認定を目指すため)ドイツ連邦政府観光ガイド連盟が会員向けに継続的な研修・セミナーを実施。

6. 無資格者使用に対する罰則: なし

7. 就業実態

通訳ガイドの半分くらいは兼業でガイド業を行っている。

通訳ガイドのほとんどはフリーランス。現地旅行案内所、ガイド派遣会社、旅行会社からの依頼を受託して就業している。

収入が季節によって違うため、ガイドは安定した収入を得られない。

8. 制度運用上の課題

新しい制度であり、認定ガイドの数もまだ少ない。認定ガイドの認知度向上が課題。

1. 制度の概要

州又は県による地域限定資格制度。

資格の枠組みは全国統一であるが、州・県によって運営方式は異なる。

州・県の観光資源(博物館、美術館、遺跡、歴史建造物等)において、その施設内における案内をする場合には、当該州・県におけるガイドライセンスを保持していなければならない。(限定的な業務独占資格)

主に文化財等に関する案内を行う「通訳ガイド」の他、自然公園や自然保護区での案内に特化した「エコツアーガイド」や、添乗業務を行う「ツアーマネージャー(添乗員)」が存在。

原則として、1ツアーにつき、ツアーガイドとツアーマネージャーの両方が手配される。

2. 国籍・年齢要件: イタリア国籍(永住権)又は他のEU諸国の国籍(永住権)、18歳以上

3. 資格取得方法

事前研修

州又は県によっては、資格試験を受験するためには職業教育コースを受講しなければならないところもある。研修内容は州や県によって異なる。

試験

(筆記試験)

(1) 芸術や建造物、遺跡、自然景観、環境資源に関する知識

(2) 外国語

(口述試験)

(1) 芸術や建造物、遺跡、自然景観、環境資源に関する知識

(2) 外国語

州・県によって試験内容は異なる。

州・県によっては、歴史や美術、考古学の学位を取得している者等の一部試験科目が免除になる。

4. 更新制度: なし(2007年に撤廃)

5. 事後研修・育成制度: なし

6. 無資格者使用に対する罰則:

無資格者本人及び無資格者を使用したランドオペレーターの双方に罰金刑

7. 就業実態

ガイドは個人事業主であり、フリーランスとして団体に所属している場合が多い。

ガイド業のみで生活できるガイドはほんの一握り。多くのガイドがツアーマネージャーや語学学校の講師等との兼業。

8. 制度運用上の課題

地域の交通警察が無資格ガイドの取締りを行うことになっているが、ほとんどの地域で罰則を適用した事例がない。

通訳ガイドは地域ごとのライセンスとなっているため、地域ごとに通訳ガイドを別に手配する必要がある。

地域によってはガイド試験が数年実施されておらず、慢性的なガイド不足が解消されない。

アメリカの通訳ガイド制度

1. 制度の概要

通訳ガイドに関する全国的な制度はない。
州又は地域によっては、民間ガイド団体があるところもある。

(ガイド団体の例)

オースティン、ボストン、シカゴ、ダラス、デンバー、フロリダ、ヒューストン、ラスベガス、ニューオーリンズ、ニューヨーク、フィラデルフィア、セントルイス、サンアントニオ、サンディエゴ、サンフランシスコ、ソルトレイクシティ、ワシントン

州によっては、ガイド団体が独自に認証制度を実施している

(認証制度を実施している例) シカゴツアーガイド協会

以下、シカゴの認証制度について記載

2. 国籍・年齢要件:シカゴでの在住、ガイドの実務経験、ガイド協会へ年会費を毎年支払っていること

3. 資格取得方法

筆記試験

試験科目:シカゴツアーに関する知識

口述試験

試験科目:シカゴツアー中の観光資源に関する説明

実地試験

試験科目:シカゴツアーでのガイドング

4. 更新制度:なし

5. 事後研修・育成制度:希望者に対する教育プログラムの提供

6. 無資格者使用に対する罰則:なし